千葉市告示第 408 号

動物の収容等について

狂犬病予防法（昭和２５年法律第２４７号。以下「法」という。）第６条第１項及び千葉市動物の愛護及び管理に関する条例（平成３年千葉市条例第５５号。以下「条例」という。）第１２条第１項の規定により、次の動物が抑留又は収容されたので、法第６条第８項並びに条例第１２条第４項及び第６項の規定により告示します。

令和 7年 5月 13日

千葉市長　神谷　俊一

1-1 令和 7年 5月 12日 抑留又は収容

番号	抑留・収容場所	種類		毛色	性別	体格	備考
1	稲毛区稲毛東	猫	雑種	三毛	めす	中	

2　上記の動物は、 令和 7年 5月 19日 までに引き取りませんと処分されます。

3　収容施設名及び問い合わせ先　千葉市動物保護指導センター　住所：稲毛区宮野木町４４５番地１　電話：（２５８）７８１７